北名古屋市 感染症治ゆ証明書

校長・園長　様

年　　組　　番　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感染症の種類	1　百日咳　　2　麻しん　　3　流行性耳下腺炎 4　風しん　　5　水痘　　6　咽頭結膜熱 7　結核　　8　髄膜炎菌性髄膜炎
	9　腸管出血性大腸菌感染症　　10　流行性角結膜炎 11　急性出血性結膜炎 12　その他 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑 ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症 ＲＳウイルス感染症・突発性発疹・帯状疱疹 その他（　　）
期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

上記の病気が治ゆしたことを証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名

出席停止期間の基準

	病　　名	期　　間
第二種の感染症	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで【※治ゆ証明書の提出は不要】
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで【※治ゆ証明書の提出は不要】
	百日せき	特有のせきが消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状（発熱・咽頭炎・結膜炎）が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※　症状により学校医、その他医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。